

平成25年

第1回市議会定例会 議案第35号

一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第2号中「7,000円」を「5,500円」に改める。

附則第17項各号列記以外の部分中「平成24年1月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改め、「および再任用職員」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 再任用職員以外の職員

ア 職務の級が6級以上である職員 100分の9

イ 職務の級が5級である職員 100分の7.2

ウ 職務の級が4級である職員 100分の6.2

エ 職務の級が3級である職員 100分の5.2

オ 職務の級が2級以下である職員 100分の4

(2) 再任用職員 100分の4

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年函館市

条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項各号列記以外の部分中「平成24年1月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改め、同項第1号中「100分の8」を「100分の9」に改め、同項第2号中「100分の6.2」を「100分の7.2」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員の自宅に係る住居手当の額を改定し、ならびに給料月額および給料月額を算定基礎とする手当等の額を平成25年4月から平成26年3月までの間について減額するため